

八尾市教育振興基本計画審議会 第2回会議 議事要録

開催年月日	令和2年9月18日（金）
開催時間	午後6時30分
開催場所	八尾市青少年センター3階 集会室
出席委員	山口委員、岡田委員、牧野委員、森下委員、田中委員、中浜委員、西田委員、松田委員、村尾委員、竹ノ株委員、西谷委員、松井委員、吉野委員、森委員、中道委員、卯川委員、新開委員
議 事	1. 開会 ・配付資料の確認 2. 議事 (1) 八尾市教育振興基本計画（素案）について (2) その他 3. 閉会

【事務局】 定刻になりましたので、ただいまより八尾市教育振興基本計画審議会第2回会議を開催いたします。

本会議の開催にあたりまして、事務局より数点ご報告します。

まず、本審議会につきましては、会議の公開に関する指針に基づき原則公開とします。また、会議録を作成するため、会議の内容を録音させていただくことについてもご了承願います。

そして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、換気のための窓の開放、間隔をあけた席配置等を行っていますが、円滑な議事運営についてもご協力よろしくお願ひします。

次に、本日の委員の出席状況について、赤松委員につきましてはご欠席のご連絡をいただいております、村尾委員につきましても遅れて来られる旨のご連絡をいただいております。従いまして、八尾市教育振興基本計画審議会規則第6条第2項の規定により、出席委員が過半数を超えていますので、会議が成立していることも、あわせて報告します。

次に、配布資料の確認です。

資料につきましては、事前に送付しました次第、資料1の本計画の素案です。

また、委員の皆様方にご確認いただきました第1回会議の会議録につきましては、ご連絡いただきました分の修正と、個人名を出さずに「会長」「副会長」「委員」と表記いたしましたものを、確定版の会議録として机上に配布しています。

資料等の不足等はありませんか。

それでは、ここからの議事進行につきましては、森会長にお願いします。森会長、よろしくお願ひします。

【会長】 皆さん、こんばんは。よろしくお願ひします。

それでは、前回に引き続き進めていきたいと思ひます。

議事に入ります前に、事務局より発言の申し出がありますので、許可したいと思います。
事務局、よろしくお願いします。

【副教育長】 会議の冒頭にお時間をいただきましてありがとうございます。先日来、報道等されている、いじめに関する訴訟の件につきまして、ご心配をおかけしており誠に申し訳ありません。本事案につきましては、個人情報に関係もあり、限られた情報ではありますが、この間の学校及び教育委員会の対応等につきまして、委員の皆様にお知らせします。

本件は、平成30年2月に、同級生の児童間での言い合いから暴力に発展して、左手小指を骨折するといった事案が発生しました。事案発生後は、学校及び教育委員会事務局にて事案の解決に向けて取り組んできましたが、同年10月から当該生徒が登校できなくなりました。登校できなくなった以降も、今日に至るまで解決に向けての対応とともに、学習支援のための教材を保護者にお渡しする等、様々な取組みを進めていますが、登校できない状況が続いています。

また、いじめに対する調査では、令和元年6月に調査報告書が、令和2年1月には再調査報告書がそれぞれ第三者委員会よりまとめられています。本日現在訴状が届いていないことから、訴えの内容については不明ですが、訴状が届き次第内容を精査し、適切に対応したいと考えています。

なお、本事案の調査報告書でいただいた提言を踏まえ、教育委員会として各学校でのいじめ事象への対応のため、令和元年10月に新たに弁護士、学識経験者、臨床心理士、スクールソーシャルワーカーによるいじめ対応支援チームを立ち上げ、各学校のいじめ事象への対応について助言をいただいています。いじめ対応支援チームには、各学校で生起しているいじめ事案について、当該学校及び教育委員会より状況及び今後の取組みの方向性について報告を行い、様々な角度から助言を受け、取組みに活かしています。

なお、昨年度は10月から月1回、計6回の会議を実施し、本年度も毎月1回会議を実施しています。また、教育委員会事務局職員にも、いじめについて正しい理解を持ち、保護者をはじめとした市民の皆さんへ適切に相談対応し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことをねらいとして、いじめに係る研修会を計3回実施しています。今年度は、校園長、教頭、いじめ対応に主に関わる教職員それぞれを対象として、いじめ防止対策推進法等の趣旨に基づく、いじめの未然防止及び早期発見と、迅速かつ適切な対応についての理解を深め、校園長のリーダーシップの下、チーム学校園としていじめ問題に対応するための方策について考えることを目的として、いじめ防止対応研修を実施しています。また、中学校、義務教育学校後期課程の全生徒を対象に、講師を招聘して脱いじめ傍観者教育について授業を行っているところです。

今後も、すべての児童生徒がいじめに苦しむことがないように、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございます。この会議では議論する場ではないのですが、丁寧な詳細なご報告をいただき、本計画にも関連するところでもあるかと思えます。

それでは、議論に戻ります。前回、第1回会議に皆さんご出席いただきありがとうございます。

ございます。事務局から、「計画策定のスケジュール」、「計画策定の趣旨」、「この間の教育を取り巻く動き」、「現行計画における八尾市のこれまでの取組み状況と課題」等についてご説明いただきました。これをもって皆さんが共通理解を持っていただいた中で、これまでの取組みに関する確認や、計画素案の検討等を行っていくうえでの本質的な部分について、いろいろな考えや意見をお聞きすることができたのではないかと考えています。

大まかですが、私のまとめでは、例えば現状確認に関することとして、いわゆる計画策定に際してのアンケート実施の有無や、残業時間をはじめとする教員の働き方の現状といった質問が出たと思います。方針や捉え方という観点では、家庭や地域連携とも言われていますが、それをどう捉えるのか、文言としてどう盛り込むのか、また、就学前そして小学校教育との連携、そして、豊かな心の育成という考えとしてどう位置づけていくのかといったことがあったと思います。また、環境整備に関しては、ICT環境の整備、特に中学での給食の実施の件についても質問で挙がっていたと思います。さらに、生涯学習の中でスポーツの法令に関することや、これは理念的なことですが、SDGsを1つのふるいとして活用していく中で、温故知新で、これまでの受け継ぐべきことと、時には大胆に変えていかななくてはならない部分もあるのではないかと議論をしたうえで、理念の共通理解を図っていったのではないかと思います。

それを前提として、本日第2回会議では、いわゆる計画素案の検討に入っていきたいと考えています。今日は前半と後半に分けて議論しますが、前半部分は、前回に引き続いて、基本理念の部分と基本方針、計画の体系について検討したいと考えています。後半は、第4章の基本方針1、2の検討に入っていきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第(1)八尾市教育振興基本計画(素案)について、事務局より、前回第1回の意見対応も含めて資料の説明をお願いします。

(資料1に沿って、事務局より説明)

【会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたように、第1回会議の資料4が本日の計画素案の第1章から第3章に相当する内容ということで、前回会議の意見を踏まえた修正等も含めてご説明いただきました。

それでは、まず前回に引き続き、基本理念や基本方針、計画の体系について、何かご質問や確認、コメントがありましたらよろしくお願いいたします。どうでしょうか。

【委員】 9ページで追記していただいた課題の2点目ですが、「児童・生徒」となっており、3点目のところでは、「幼児・児童・生徒」と記述してあり、ここも、「幼児・児童・生徒」にすることで、幼児教育の推進にもつながってくると考えたのですが、ご検討よろしくお願いいたします。

【会長】 いかがでしょうか。2つ目のところでは「児童・生徒」、3つ目では「幼児・児童・生徒」となっていますが、単に統一するというだけの話ではなく、全体として捉えていくということだと思います。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。体験活動や心の教育、道徳教育を含めて幼児にも必要な力と認識していますので、委員のご指摘を踏まえ、修正の検討をさせていただきます。

【会長】 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【委員】 私の立場では、図書館協議会の意見の代表ということで、市立図書館のことを発言すべきところだとは思いますが、1つ気になったのが、市立図書館と学校図書館というのは非常に深い関係があり、学校図書館についての記述も教育振興基本計画ですから重要になると思います。ただ、今回の素案を見ると、学校図書館についての文言がほとんど出てきていないと思います。これについては何かの考えがあってあまり出てこないということなのか、それとも、まだこれからどんどん計画を修正していけるということをお願いできるのであれば、もちろんその修正をお願いできればと思っています。

【会長】 ありがとうございます。今のご質問は、市立図書館との連携を視野に入れた上で学校図書館の記述をもう少し積極的に打ち出すべきではないかという趣旨ですか。それとも、それがあつかないかに関わらず、学校図書館の存在の重要性をおっしゃっていただいているということですか。

【委員】 両方あります。というのは、前回までの後期計画の中には、はっきりと学校図書館と市立図書館の連携が重要であるということが計画の中に明記されていきました。ただ、今回の計画には一切出てきませんし、それにもかかわらず、7ページに、先ほど事務局の説明がありましたが、国の策定した第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の記述が追加されたにもかかわらず、どこにも学校図書館と読書のことや、学校教育の中で読書をこのように位置付けている、という文言が出てきませんので、非常に不可思議な素案という気がします。

【会長】 ありがとうございます。事務局、よろしくをお願いします。

【事務局】 委員のご指摘のように、学校図書館の整備充実や読書活動の重要性については強く認識しています。素案では、「教育をめぐる現状等」において子供の読書活動の推進に関する基本的な計画の策定について記載をしています。振興基本計画において、施設整備など具体的な活動・取組みを記載するのか、子どもたちにどのような資質・能力を身につけさせていくのかという力の部分を記載するのかといった議論があるとは思いますが、本計画素案においては、言語能力の育成ということで、教科を横断して必要な学習の基盤となる力として身につけさせていきたい、いわゆる力ということを中心に記載しています。その力を育成するにあたって、学校図書館の充実や各教科学習の充実など具体的な取組みが必要であると認識しています。その具体例をどこまで本計画に書き込んでいくのかということについては、今後の審議会における議論の推移をみて考えていきます。

【会長】 ありがとうございます。今の回答に対して、コメント等はありませんか。

【委員】 学校教育も含めて読書に対する取組みが非常に重要ということは言うまでもありません。

もう1つ、就学前教育、幼児教育の部分での読書の取組みについても、どこかに言葉を入れていただくのがよいと思います。今回の素案には、確か後期計画には就学前教育にもそのような文言があったと思いますが、今回はありませんので。

【会長】 追加の質問のようになっていますが、今の発言に対して回答をできることがあればお願いします。

【事務局】 先ほどの回答と重なる部分がありますが、具体的な活動・取組みをここに記載していくのか、どういった力をつけていくのかというところについては、本計画における記載の統一を考えていく必要があると思います。

【会長】 記載の統一というのは、何をどこまで見える化して、全体計画として見える化させていくかという線引きとも関わってくると思います。そこで、それを環境の整備として盛り込むのか、明記するのকাশないのか。ただ、教育環境の整備もしくは図書館サービスの充実という関連の中で、今のご意見をどこまで盛り込むか、盛り込まないのかということも今後議論の焦点になってきそうな気がします。実際のところ、学校の図書室の充実はずっと言われていることでもあります。それを方針として本計画にどの程度明記していくのかも非常に大事なポイントになると思います。ご意見ありがとうございます。

【委員】 グローバル化の進展とSDGsということで、経済活動が地球規模に広がり、海外の国や地域と様々に渡り、今回は外国語、とりわけ英語教育の充実とともに書かれています。英語教育の充実ということはどのようなことなのか、具体的に教えてほしいです。

【事務局】 外国語教育ですが、新学習指導要領が令和2年度から開始しています。小学校3、4年生で外国語活動が始まり、高学年では教科の外国語が始まるということで、とりわけこれからの英語教育においてはコミュニケーション能力、話す力を我々としては重視して取り組んでいきたいと考えています。

【委員】 それは、英会話ということですね。英会話教育を充実させていくということですか。

【事務局】 グローバル化への対応としては、相手の話をよく聴き、そしてまた自分の言葉でしっかり表現できるコミュニケーション力をつけていきたいと考えています。

【委員】 平成5年に八尾市の友好都市である上海市嘉定区を視察したとき、嘉定区の小学校4年生の授業参観に行きました。英会話は45分間、一切中国語を使わずにすべてが英会話で、議題は政治ということで、いろいろな意見を持っていたり、それについて意見があれば発言していました。今から二十数年前の話ですが、やはり日本は世界に遅れているということをつくづく感じますが、そのような思いはありますか。

【事務局】 グローバル化への対応としては、外国語教育のみの充実ではないと考えています。それは、身近な地域を知り、日本の国を知り、相手の国や文化を知り、他を尊重する態度とともに、コミュニケーション能力を育てていくということがこれからの子どもたちには必要だろうと考えています。外国語教育を通じて、また他の教科も通じて、そういった力を子どもたちに育てていきたいと考えています。

【委員】 わかりました。がんばってください。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 3ページの、子どもの貧困問題について質問します。7人に1人が貧困と書かれています。そして今のコロナ問題でも大きく取り上げられています。八尾市では子ども食堂が12~13か所立ち上がっていると思います。子どもたちが生まれ育った経済面や置かれている環境、他にも理由が多々あると思うのですが、私たちが育った時は、よそはよそ、うちのうちという感じで取り上げられていたのですが、本当に大変勉強不足で申し訳ありませんが、今は子どもの貧困問題、これは、その子ども自身が、自分を貧困だと思ったら貧困なのではないでしょうか。その基準がわかりません。

【事務局】 貧困については一定の定義があり、国が統計を取っています。ただ、子どもたちを取り巻く状況は様々でありますし、貧困というのはなかなか見えにくい課題でもあります。学校ではどのように貧困について対応しているのかということ、子どもたちのなかなか見えにくい状況を日々教員が観察をし、学校はプラットフォームの役割として、教員は児童・生徒に学力をつけ、貧困対策について理解し、必要な関係機関に子どもたちをつないでいく、例えば福祉行政であったり、民生委員児童委員であったり、そういった関係機関としっかり連携をして子どもたちを支えていくということが学校教育には求められていると考えています。

【会長】 子どもの貧困に関しては、有力な指標の1つが相対的貧困という概念です。所得の中央値の半分で1年間を暮らすような世帯を暫定的に定義して、それが今6人から7人に1人となっています。子どもの貧困は子どもだけの貧困だけでは当然なくて、世帯の貧困の問題とも関わっていきます。それがかつては個人、家庭の問題だけととどめられていたのですが、特に子どもの側からすると、生まれ落ちる世帯によって運・不運が分かれてしまうという状況が、それが1つの社会問題ではないかということ。実は、日本は貧困がないと10年前までは言われていました。これまで、貧困は問題になっていなかった

わけです。それが社会問題化したのは、このような相対的貧困とか、世界的なデータと照らし合わせた時に、実はこれだけ先進国と言われていた日本の中で、絶対的貧困が多いというわけではなかったのですが、結果的にそれが進学格差や将来のライフチャンスの制限、本人が努力しても本人の努力だけではなんともならないという人生の選択に最初から制限がある、つまり、スタート地点が最初から後ろにずらされているような状態になっているのではないかとこのところ、今貧困が問題になっています。これは本当に日本としては国全体の問題であって、だからこそ貧困対策法などが法律としても制定されています。今のところはその面とも関わってくるのではないかと考えられます。

他にいかがでしょうか。

【委員】 貧困の問題に関連して、やはり格差の問題、経済的な問題というのは重要だと思うので、被害者になっているのは子どもたちだと思いますので、4人に1人というのは生活保護以下の飢餓で苦しんでいます。後進国というのはアフリカということをおっしゃっている方がいますが、日本にも現実そのような問題があるので、地域社会、行政の支援を必要としているのではないかと考えています。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 10ページに、家庭や地域社会との連携というのがありますが、これに関連して、以前どの会議か忘れましたが、中学校でボランティアクラブというのがあるか聞いたことがあります。その時には曙川南中学校しかないと言われていたのですが、どこで大災害が起こるか、またコロナで大変な時に、これからの担い手の子どもたちがボランティアサークルをつくっていただいたら、今育成協でリーダースクール、ジュニアスクールというものがあるのですが、そこにもお誘いができるのでは、関連があるのではと思っています。今現在、ボランティアクラブというの活動しているのでしょうか。

【事務局】 部活動の文化部で、曙川南中学校の女子の部活でボランティアクラブがあります。一方で、児童会、生徒会などさまざまな活動の中でのボランティア活動については、特別活動の一環で子どもたちにも参加してもらっています。

【委員】 続いていたらよかったですのですが、あれから随分経つので継続がどうなのか気になりました。しかし、そのような子どもたちが地域で活動できるような取り組みを行えたら良いのと思います。この前の会議の時に、労働改革、教職員の皆さんはどうか、と言っていました。今はコロナで消毒が本当に大変です。

【委員】 フェスタやイベントなど、中学校で勉強を教えたり、それに対してのボランティアがあつたりしますが、どんな事業に対して地域や学校が入って助けて頂けるかということがあります。

【会長】 ありがとうございます。今、4章に関わる貧困の問題や幼児教育の話があり、

先ほどのテーマで学校と地域の連携、家庭と地域の連携がありましたが、小中学生が地域の活動に関わるチャンスについて、どういう連携をしていくのか、実際八尾市ではどういう連携がされているのかという1つの事例をご紹介頂けたのではないかと思います。それが1つのイメージになって、それをもとにご質問頂けたと思いますし、さらにその実例も追加として出して頂いたと思います。このような形でそれぞれ皆さんご所属の団体も含めて、市民として感じていることを出し合っていくことで、振興基本計画としてどのように盛り込んでいくのかというまさしく1つの重要な素材になってくると思いますので、是非さらに意見を出して頂きたいと思います。

【委員】 4ページの真ん中にある情報モラルと情報リテラシー教育について、私自身はとても大事だと思っています。全体を見た時にインターネットによるいじめについても、様々な状況でトラブルにならないように情報をどのようにしていくかということが大事だと思っています。しかし今、性に関するありとあらゆる情報があふれている中で、性教育というのは教育の中でも難しいとされているので、ここにどのように表現するのか私自身わからないのですが、是非専門家の方の意見を踏まえたいと思います。高校生になるまでに9割の子どもたちがインターネットの使用経験があり、小学生でも7～8割がネット環境にいて、幼児でも母親のスマートフォンやタブレットなどでアニメを見ている時に広告で入ってきたりするので、性を知るという環境が昔と比べて身近になっていると思います。子どもたちが偏った情報ばかりを得てしまうということもありますし、漫画とか雑誌でも性に関する情報があふれているので、教育という観点から子どもたちとどのようにつながっていくのかについて、情報リテラシーやネットリテラシーのところで視野に入れて計画を作って頂けたらと感じています。

【会長】 ありがとうございます。リクエストや要望のような形でお話し頂きました。この点に関していかがでしょうか。

【事務局】 性については、子どもたちを取り巻く環境の変化ということで、身体的・生理的な発達の早まり、性に関する意識の多様化などがあります。今ご指摘があった情報入手の容易さもあり、環境の変化において性教育が重要な課題だと考えています。一方、性教育については正しい知識と、自らが考えて適切な意思決定ができる力をつけていかなければいけないと考えています。特定の教科ではなく、教科横断的に、発達段階に応じて、学校では指導をしているところです。

【委員】 前計画との比較からうかがいたいのですが、前計画にあっためざす子ども像が今回の計画にはありません。どういう形で、なぜ変更したのかということと、アンケート結果のグラフの現状や成果指標など基本的な作り付けが変わったことに関してお聞きしてから、他のことを聞きたいと思っています。

【事務局】 現行の計画については、基本理念とあわせてめざす子ども像、未来を切り拓くチャレンジする「八尾っ子」というものを示していました。その中で未来を切り拓くチ

チャレンジする「八尾っ子」をイメージする部分で、例えば「健やかで心豊かな子ども」とか、「生命を大切に作る子ども」という8つの子ども像を示しています。これについては現状についてもこういったことを教育の中でめざしていくという部分が大きく変わったということではないのですが、今回、学校教育と生涯学習、社会教育があり、人生100年時代といわれるこの時代の中で、子どもだけでなく教育としても総合的な計画としていきたいということがあったので、あえてめざす子ども像を最初のところで大きく示していないということです。また指標については、現在、審議頂いている市全体の総合計画との関連、行政で実際取り組むことになる事務事業と事務事業を毎年計画立てていく実施計画があり、総合計画と実施計画のつなぎ役として施策の方向性を示すのが、教育振興基本計画となっています。よって指標については、今後資料編の中に入れる予定で、現在、総合計画や実施計画についても市で検討を進めているので、今後活動指標などを定めていく予定です。

【委員】 学校に限らず、地域や生涯学習など八尾市のあらゆる場所で八尾市の子どもをどのように教育するかという計画に変わったから、めざす子ども像がなくなったということでしょうか。今の説明ではわかりませんでした。

【事務局】 計画の中で子ども像という形で示していないのは、子ども像という形で示してしまうと、どうしても子どもだけの計画に見えてしまうと思っていて、子どもだけに限らないということがあるので、計画の中で子ども像という形で示すのは控えた方がよいという趣旨です。

【委員】 生涯学習は私たち全員にも関わるからということでしょうか。

【事務局】 そうです。

【委員】 わかりました。

【会長】 1つ重要な理念に関わるころでもあったと思うので、示すか否かという形式的な話だけではないと思います。子どもがどう育っていくのかという点で、めざす市民像とするのか、めざす子ども像とするのかという話にも関わってきますし、子どもにどう育ってほしいのかという像を示すべきなのか否かにも関わってくるご質問だったかと思います。その他いかがでしょうか。

【委員】 P T Aという立場から質問します。健やかな体の育成の課題の部分に記載の中学校給食のあり方について、他自治体の動向がなぜ八尾市の計画に関わってくるかわかりません。やるならやると決めてほしいです。

共働き世帯、ひとり親世帯が増えているなか、それが給食だと決まることで保護者は楽になると思います。ですが他の自治体の意見を踏まえる必要がなぜあるか、何かしらの結論をいただけると良いと思います。

【事務局】 中学校給食については、様々な家庭の事情があるかと思えます。親の就労形態で、早朝勤務など多様な就労形態があり、弁当をつくるのが困難なご家庭もあります。また様々な家族形態があり、父子世帯や母子世帯等があり、保護者にかなりの負担が生じています。他の自治体はそういった家庭への支援策があり、その1つが中学校給食であります。大阪府では全員給食の導入が多く自治体において進んでいます。そういったなか、周辺の自治体がどのような支援をしているのかを参考にしていきたいと思えます。できるだけ早期に全員給食の導入をするため検討をしていきます。また一定の考え方が決まりましたらご報告します。

【委員】 10ページのコーディネーターの役割が重要という文言についてです。PTAを受ける人は地域に協力しようという気持ちがある人が多いです。1年で交代するシステムになっていますが1年では何かやるのは難しいかと思えます。誰に相談したらいいのかもわかりません。コーディネーターという人が不馴れなところを引っ張ってくれる、道を示してくれる人がいればもっとPTAが活躍できるかと思えます。また、地域との連携とよく聞きますが、地域の人というのがどのような線引きかわかりにくいです。保護者との関わりはあるが、その他の地域の人との関わりがないです。役員は良いですが保護者同士の関わりしかなく、橋渡しできる人がいればよいと思えます。現状は、橋渡しができないまま橋渡しをする状況になっています。

そこで、コーディネーターはどんな役割をする人ですか。どの程度の人数を考えていますか。

【事務局】 家庭や地域との連携の部分ですが、委員がおっしゃられたように一面的に捉えられるものではないと思えます。学校の関係でいいますと地域とともにある学校といわれています。学校が様々な課題をかかえるなか、解決をめざしていくために、保護者や地域、様々な活動をされている団体など、そういった方の見識やノウハウ、その活動そのものなどを学校の活動の中につないでいって子どもや保護者の皆様などの支援をし、よりよい教育環境をつくっていくことにつなげることがコンセプトかと思えます。地域は、広く言えば、土地に暮らしている人、活動する団体も含まれると思えます。そういうところで、学校というの挟みながら家庭や地域と連携して、強みやできることをつなげていくことになるかと思えます。

コーディネーターをどのように位置づけていくかについては、これから具体的な検討をしていくところで、課題に書いています。何らかつないでいける人なのか団体なのか、様々な形があつてよいかと思えます。

【事務局】 地域とともにある学校づくりということですが、各学校の教育活動に地域の人材や資源をどのように取り入れ、活用していくのかを中心に据えて、学習指導要領が組まれています。そのなかでコーディネーターについては学校にもニーズ把握のため必要で、地域にも人材発掘、まとめていく役割としてその存在が必要であると考えています。国でも制度化されておまして、基本方針4のところにあります。地域学校協働活動推進員の委嘱や学校運営協議会のメンバーのなかに地域学校協働活動推進員を位置付けるなどをイ

メージしています。本市においての具体的な制度設計やどういった人を教育委員会として委嘱していくのかは、これから検討していきます。

【委員】 市民活動支援ネットワークセンターの団体代表でもあり、その観点から発言します。我々の団体も自分たちで活動していることが多いので、なかなかコーディネーターができません。そのため、私たちが考えて発信しているのは、活動家がコーディネーターで、仲介支援をする、やりたい人を見つけていきたいと思います。PTAをやりたい人とやりたくない人がはっきりしており、そのあたりをつないでいくのがPTAの役員さんや我々団体の役目であります。そして自分の活動の輪を広げていく、自分が何かをするのではないということでもあります。テーマごとに行っているので自信を持っていますがやはりワンマンもありますので担い手・協力者が欲しいなと思います。自分たちがコーディネーターになったらもっと楽になり幅が広がっていくので、コーディネーターの言葉を使っていけると思います。コーディネーターという言葉の使い方、自分の位置について中心でなく一員であるということなどを意識していくと考え方が楽になるかと思います。

【委員】 約32の福祉委員会がありますが、市民スポーツ祭や地域の祭りにもPTAが出る、地域に入っていくといったように、祭り等、地域を盛り上げていく、団体でも、色々な地域の人が入るとより良い地域になると思うので、PTAもぜひとも地域に入ってもらいたいと思います。

【会長】 大事なところですよ。私もPTAの経験があるのでとても共感しました。組織の持続性について、人が変わっても組織が続く仕組みが必要です。まとめると、どれだけ自分が当事者として関わられるのか、どの部分に関わられるのか、そこをコーディネーターとしての意識、自分がつないでいくことの当事者意識が非常に重要だと思います。この集まりも地域の定義の中に当てはまると思いますが、意見を出し合う中で共通する問題が一つ見えてきています。それは、つなぐ組織・人材が不可欠ということです。連携の意味は、団体や人がいたとしても、あるAとBが勝手につながることではありません。何かのきっかけで偶然につながることにはありますが、意識的・組織的にその間をつなぐ人が必要になります。つなぐ人をそれぞれの団体から出すのか、つなぐ組織を作るのかはその時の状況によります。私も別の自治体で子育てを地域で包括的に支援するために必要なことを議論したときに、コーディネーターを持続させるためにはどうすればいいのか、という連携についての課題が浮かびあがってきました。例えばPTAは1年ごとに変わってしまっていますが、変わっても問題がない仕組みが必要です。

ここで、公教育をどう捉え直すのかという本計画に関わる重要なポイントが浮かびあがってきました。全て役所がやればいいのか、誰かが一手に引き受けるということではなく、それぞれができることをやっていながら、そしてつなぐ存在が必要になっている、このような捉え方をしないと、今あがっている要望は教育委員会・市役所がすべてやっていかなければならないということではないと思います。一方で、リクエストはしても良いと思います。次に、要望があがったときに「誰が」「どこが」担うのかという議論が必要です。

これまでは、学校や園が一手に引き受けて抱え込んでしまい、多忙化が発生し、残業代

もほとんど出ないという状況でした。本質的な議論になってきているということで意見を出していただいた次第です。重要な質問やコメントなどをいただいていると思います。今後の会議でも引き続き議論していきたいと思います。

次に基本方針1と2の説明を事務局からお願いします。

(資料1の基本方針1、2について、事務局より説明)

【会長】 ありがとうございます。基本方針1が幼児教育と義務教育に関わる内容の方向性、基本方針2は学びを支えるセーフティネットのネットワークの構築についてでした。質問・意見等ありましたらよろしくお願いします。

【委員】 22、23ページにまたがることですが、23ページの児童質問紙の結果だと思えますが、自己肯定感が低いことから、様々な教育活動を通じて育むことが必要ですと、見通しが示されていて、22ページでは学力テストの結果も全国平均を下回っているという文章があった後に学力の低下の課題についての対策が明確にされておらず、その直後は小中一貫教育について触れています。小中一貫教育が直接的に学力に関わっているというものではないと思えますし、市にとっても学力低下は憂慮すべき問題で、具体的に何をするのか、例えばデジタル教科書の活用や学習することの見通しを立てた授業の工夫など、学力の低下を懸念する保護者もいると思うので、一步踏みこんだ対策が明確化されることが必要だと思えます。

【事務局】 学力課題については大きな課題となっています。その上で、子どもたちにどのような力をつけていくのかということで、2つ目の施策の方向性として記載している「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」ということを中心として、単に知識を覚えるということではなく、それを活かせるよう習得をめざさなければならないと考えていますし、「思考力、判断力、表現力等」がこれから重要になると考えております。学びに向かう力というのは、学んだことを生活に活かす、今後の社会に活かす、そういったことを中心に据えた力をつけていく、そのために「主体的・対話的で深い学び」による授業改善が必要だと考えます。「言語能力」と「情報活用能力」は、これらは教科を超えてすべての学習の基盤となる力ということで記載しています。このようなことに取り組んで確かな学力の育成をめざします。

【委員】 施策の方向性の中でのことでしょうか、現状と課題としては盛り込まないということでしょうか。

【事務局】 今後こういった「知識・技能の習得」や「思考力、判断力、表現力等の育成」が何に必要かという、自らの人生を切り拓いていく、生き抜く力に結び付くと考えています。学力課題については、試験の点数を上げるということではなく、社会を生き抜いていく力を育て上げていきたいということを記載しております。

【委員】 施策の方向性の中のことですよね。現状と課題としては盛り込まないということでしょうか。

【事務局】 こういった知識・技能の習得や資質能力の育成は、いわゆる「自らの人生を切り拓いていく、生き抜く力」に結び付くと考えております。ここにあげている課題は教科の点数をあげるということだけではなく、社会を生き抜く力を育てるということにつなげていきたいと考えています。

【会長】 ありがとうございます。学力の定義というのは難しく、教育学会などでも共通した定義はありません。今のやりとりを聞いて感じたのは、全国学力・学習状況調査は全教科実施しておらず、主要教科のみのためそれだけがすべての基準ではない、ということもおさえておいたほうがよい、ということです。まずは、事務局からもあった、どういう力を育てたいのかということを重視していく、むしろそうした力をつけていく方策がとれているかのチェック、そのフィードバックが重要になってくると思います。

【委員】 幼児教育の充実というところでは、教職員のキャリアに応じた研修や、学習における指導計画や指導方法というところが盛り込まれていますが、家庭における幼児教育というところが抜けているのではないかと思います。子どもが生まれたとき、最初に出会うのは母親であり、家庭であると思うので、やはり家庭・学校・地域（社会教育）の3つが連動することが大切です。幼児の頃からの子どもたちが自分の健康を守ることや防犯、食育、性教育などはまず家庭で学ぶことなので、ぜひ現状と課題には「豊かな心を養うための家庭教育の重要性」ということを文言として入れていただきたいです。

また、市民にわかりやすい表現になっているのか、誰に向けての計画なのかということ考えると、「人間性の涵養」という言葉が難しくわかりにくいので、「育成」「養成」などに置き換えるとわかりやすくなると思います。誰もがわかる文章にしていきたいです。

【会長】 家庭教育というのはすごく大事なことで、今おっしゃったのは、「養護」にも関することかと思えます。加えて、誰一人取り残されないという理念においては、生まれてからのことも視野に入れる必要もあるのかな、と私は今の委員のご意見をお聞きして感じました。事務局から何かコメントや回答等がありましたらお願いします。

【事務局】 基本方針4で学校・家庭・地域の連携・協働の推進についてまとめて触れていますが、個別での記載についても検討していきたいと考えています。いずれにせよ、事務局でも就学前教育は家庭との連携なしに進められないという認識でおります。

【会長】 文言については、確かにもう少し具体性を持った表現も必要かと思いました。その他いかがでしょうか。

【委員】 私自身は生涯学習の専門ですので、学校教育のほうはしっかり見ることができ

ていなかったのですが、22、23 ページのどこにも学校図書館が書かれていないというのは、「八尾市が学校図書館についてはどうでもよいと思っている」と思われかねません。学校図書館はアクティブラーニングを支える大事な現場として、子どもの豊かな人間性を育てる場所として重要なふたつのセンター機能を持ち、展開していますが、学校図書館については格差が生じています。委員のご意見はとても重要で、ここに書かれている「主体的で対話的な深い学び」が学校図書館にはあり、それを経た子どもたちが公共図書館を使い、困難に対して情報を収集することで乗り越えていく力をつけていく、ということを考えるとここは根底に関わると思いますので、ぜひ、学校図書館をどのように位置づけていくのか検討していただきたいと思います。

【事務局】 冒頭にもお話させていただきましたが、学校図書館の重要性については十分に認識しております。ここに記載をすべきだというご指摘は真摯に受け止めていきたいと思います。また、具体的な施設環境整備のところを書いていくということであれば、全体の構成の中での表記の統一も必要になると考えています。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 私は性的マイノリティの子どもたちが気づいてもらえない、ということに対策が必要だと思うため、12 ページに、性的マイノリティの方々への対応についての取組みをしているのであれば取組みを、取組みをしていないのであれば課題として記載し、クローズアップして考えてほしいです。

25 ページでは「LGBT 等の」とあるので課題としてはこの部分に記載されていると思うのですが、「LGBT」はあまり使わない言葉なので、「LGBTQ」「SOGI」などを少し整理して記載してほしいのと、周りの理解がないことで気づかず、気づかれず、性的マイノリティの自殺率が高くなっているということもありますので、そのことも基本方針の中で取り上げていただき、子どもたちが安心して相談できる体制を整えていただきたいと思います。

また、計画書のどこに入るのかわかりませんが、先生の資質の向上についてです。最近では「指導死」という言葉がありますが、子どもが死ぬのであればそれは指導ではなく、暴力・いじめです。いじめに気付くには、先生たちのアンテナが高くないといけないと思うので、聞こえにくい子どもの声も拾っていただきたいと思います。

【会長】 「指導」という言葉の善悪ではなく、教師のあり方が問われている中で、「指導」ということを、どのように位置付けていくのかということに関わってくると思いますが、事務局いかがですか。

【事務局】 性同一性障害や性的マイノリティについては、学校としても重要なこととして受け止めています。これまでは当事者を招いての、人権に配慮した内容の研修がメインでしたが、近年では医療的な、保健分野の方を招いた研修を行っています。そういった中で、教育においては人権的な視点と指導の両面での対応をしています。体罰や資質向上については、1—5で触れていますが、その他に記載が散らばっている部分があります。い

ずれにせよ、体罰は学校教育法で明確に禁止されています。体罰は子どもたちの人格を侵害し、重大な影響を及ぼすということで、教員の不祥事として捉えており、そういったことがあった場合は厳正な処分を課すということで対応しています。

【会長】 教員のところは、単に労働時間を減らすだけではなく、専門性を活かした働き方改革が可能なのか、それをどのようにビジョンを掲げていくのかというのが、今回の計画に関わってくると思います。

【事務局】 教職員の資質向上については、先ほどご説明させていただいた通り、1－5で書かせていただいたのと、基本方針4でも触れています。教職員については現行計画とはまとめ方が変わっておりますが、様々な社会情勢の変化に対応した能力向上が求められているため、研修等を含めて対応していきます。

【委員】 私はいじめを防止する活動を他府県でもしておりますが、そこで出会う方たちの中には、「大人から子どもに対するいじめはない。それは虐待・体罰と呼ぶ」という人もいます。しかし、子どもは「お父さんやお母さん、先生からいじめられた」と思っていて、子どもと大人では「いじめ」という言葉の認識にずれがあります。人によって何が体罰で何が虐待で、何がいじめなのかということの認識が異なるため、ぜひ、23ページに、「あらゆる暴力から命を守る」と入れていただきたいです。

【事務局】 今おっしゃっていただいたように、学校における「いじめ」というのは児童・生徒間におけるものであると法では定められていますが、子どもたちにとっては当然「大人からいじめを受けた」と捉えることもあると思いますので、検討していきたいと思います。

【委員】 27ページの、「外国にルーツを持つ子どもの自尊感情を育む取組み」は、「外国にルーツを持つ子ども」の自尊感情がそもそも低い、と捉えられてしまうため、表現を改める必要があるかと思います。

【会長】 その他いかがでしょうか。今回は基本方針1・2のみでしたが、非常に重要なお意見をいただけたかと思います。

事務局に対しましては本日いただいたご意見を踏まえ、第3回会議までに修正等をよろしく願いいたします。次回第3回会議では、基本方針3・4を中心に行いますが、「これは1・2に関わるかもしれない」ということはお気になさらず、積極的に意見交換できたらと思います。

【事務局】 次回会議は、10月23日（金）18：30～本日より同じ会場で開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご出席賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】 以上で八尾市教育振興基本計画審議会第2回会議を閉会いたします。ありがとうございました。